

令和 7 年 9 月 2 4 日

松本市監査委員 様

松本市長 臥 雲 義 尚

包括外部監査の結果等に基づく措置について（通知）

令和 7 年 2 月 1 2 日付けの包括外部監査の結果通知について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき通知します。

対象所属	監査の結果	状況	内容
こども育成課 (p. 33)	第 5 包括外部監査の結果 I 目標達成に向けた取組の強化について 1 (※以下、「第 5 - I - 1」のように省略) ① 緊急サポート事業の協力会員募集強化について（意見） 本事業は、経験豊富な主要メンバーのうち一人が病気のため療養に入った影響で、令和 6 年度の実施が一時中断されている。事業を継続できるだけのボランティア（協力会員）が不足しており、市民のニーズに合ったサービスを継続的に提供するために、更なる協力会員の募集強化が望まれる。	対応中	協力会員のリーダー的存在であるサブリーダーの中から選出ができないか検討中です。 新規の協力会員の確保についても、不足の要因等を分析し、効果的な募集方法の検討を進めてまいります。
こども育成課 (p. 34)	第 5 - I - 2 ② 産後ママ家事支援サービスのサポーター募集強化について（意見） サービス開始初年度でまだ認知度が低いと考えられるため、予算計上の大半が未消化となっている。今後、ホームページや広報誌での周知を更に強化しながら、サポーターを増やし、継続的にサービスを拡大していくことが望まれる。	対応中	妊娠届提出時や検診等の機会に周知しているところですが、ホームページや広報等、様々な媒体を活用し、さらに周知を強化していきます。
こども福祉課 (p. 35)	第 5 - I - 3 ③ こんにちは赤ちゃん事業につ	対応中	現在、民生委員による訪問対象家庭への訪問連絡票（訪問者・訪問日

	いて（意見） コロナ前の訪問率である約90%に回復することを目指されたい。訪問率を向上させるためには、地区別・民生委員別の訪問率を把握して、訪問率の低い地区に対して訪問率を上げるように催促することが必要である。また、外国籍の家庭には、多文化共生プラザと共同して訪問するなど、家庭の状況を把握できるような工夫をされたい。		を伝えるもの）の投函は、表札の無い戸建て住宅等、誤投函の恐れのある住宅を除き、全家庭へ投函を行っています。しかしながら里帰り出産やコロナ禍以降の保護者の家庭訪問に対する意識の変容による訪問拒否等、家庭側の要因が大きいためアプローチ方法を検討します。 また、外国籍の家庭への対応は、多文化共生プラザと検討します。
こども福祉課 (p.38)	第5-I-4 ④ 松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金における補助金予算の執行率について（指摘） 補助金の執行率が低い運営団体については、市が低かった理由を十分にヒアリングするとともに、事業執行に関する課題があれば吸い上げたうえで市としての対応策を検討するなど、運営団体の事業執行について支援されたい。	措置済	報告時に理由をヒアリングし、課題把握をした上で市としての対応を検討します。また、令和7年度の申請時に各運営団体から運営内容が適切かの聞き取りを行い、助言を行いました。
こども福祉課 (p.39)	第5-I-4 ⑤ 「居場所」未開設の学校区における、「居場所」のニーズと課題の把握を目的とした調査の実施について（意見） 「居場所」のニーズや、「居場所」の設置に対する課題の把握を目的とした、子ども・地区自治会・行政団体等へのアンケート調査の実施を検討されたい。また、アンケート調査の実施にあたっては、学校区における学校や、放課後児童クラブの運営団体等、関係機関の協力を得たうえでの調査実施をあわせて検討されたい。	対応中	対象区域の関係機関から協力、理解を得た上で、未開設の学校区を中心に、アンケート調査実施方法を検討します。
こども福祉課 (p.41)	第5-I-5 ⑥ 子育て支援ショートステイ事業における事業評価の指標設定について（意見） 令和5年度事務事業評価において活動指標、成果指標等の評価指標が設定されていない。市民に対する説明責任や公金支出の観点から、活動指標、成果指標等につい	対応中	受託法人が複数の自治体と契約締結しているため成果指標が設定しにくい、里親委託について近隣市と協議をし指標設定の検討を続けます。

	ての設定を検討されたい。		
こども福祉課 (p.43)	第5-I-6 ⑦ 自立支援教育訓練給付金給付事業について（意見） 市は給付件数が増えるように周知徹底を行っているが、実際には利用者は横ばいでなかなか増えていない。市の子育て応援サイトに要望を記載できる欄を設け、どのような講座に需要があるか把握することができるような仕組みを構築することや、利用者に改善の手がかりとするためのアンケートをとることが有用と考えられる。	対応中	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度中に実態を把握・整理し、アンケート調査について検討します。
こども福祉課 (p.49)	第5-II-1 ① 時効期間を経過している返還金債権の不納欠損処理について（意見） 5年超の期間にわたり督促を継続しながら納付がされていない債権5件（合計1,803,730円）は、時効期間を経過し、かつ実質的に徴収不能である可能性がある。履行の見込みがないと認められる事実を確認した場合には、督促の継続で時効完成を猶予させる必要性が認められないため、時効完成による債権消滅に伴い不納欠損処理を実施されたい。	対応中	課内で外部委託を検討しているため、それと併せて債権管理について整理していきます。
こども福祉課 (p.50)	第5-II-1 ② 債権の時効管理を目的とした管理システムの改善について（意見） 児童扶養手当の支給については電算システムを使用しているが、現状では、督促状発送日、債務承認日、過年度の最終納付日等の時効管理に必要な情報をシステム上で持つことができず、市では基本的に紙ファイルやExcelデータにより債権管理簿を作成して管理している。1,000万円超の債権残額があることや、担当課の業務負担に鑑みて、ITの活用による債権管理業務の効率化を図ることも考えられる。	対応中	令和7年度に移行する標準化後のシステム運用方法について、他市の状況も踏まえシステム会社と検討してまいります。
こども福祉課 (p.56)	第5-II-2 ③ 連帯保証人への督促について	措置済	連帯保証人に対しても主債務者と同等の催促を開始しました。

	(指摘) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、閲覧した交渉履歴の中には、連帯保証人が存在するが、主債務者に対する履行請求に留まり、連帯保証人への催促が確認できないものがあった。貸付金事業の制度設計に鑑みて、連帯保証人に対しても督促状の送付等、主債務者と同等の催促を実施されたい。		
こども福祉課 (p. 57)	第5-Ⅱ-2 ④ 延滞債権回収に向けた取組について(意見) 違約金の金額のみで100万円超の債務者が6人(合計金額8,057,329円)、50万円超100万円以下の債務者が5人(合計金額3,254,955円)認められる。督促を継続して相当の期間履行がされていないのであれば、債権金額の大きさに鑑みて今後、主債務者、連帯債務者又は連帯保証人に対する法的手続に移行することを検討されたい。法的手続に移行する前の通常の債権回収も含めて、債権回収業務の外部委託についてもあわせて検討されたい。	対応中	庁内他事業や他自治体の対応状況なども参考にしながら、法的手続移行について研究していきます。 債権回収業務の外部委託について実施計画第56号を策定し、庁内協議中です。
こども福祉課 (p. 57)	第5-Ⅱ-2 ⑤ 長期延滞債権に対する不納欠損処理について(意見) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権については、令和5年度末の時点で、調定年度が平成25年度以前の違約金について665件、3,044,378円存在していることから、時効期間である10年を経過している債権が相当程度存在していることがわかる。時効期間を経過している貸付金債権について、履行の見込みがないと認められる場合には、市債権管理条例に基づく債権放棄の手続を行ったうえで、不納欠損処理を行うことを検討されたい。	対応中	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度中に実態を把握・整理し、不納欠損処理について検討します。
こども福祉課 (p. 58)	第5-Ⅱ-2 ⑥ 債権の管理方法について(意見)	対応中	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度中に実態を把握・整理し、配達証明郵便による督促又は催告を

	催告書が債務者に届いた事実を市が立証できなければ、時効の完成猶予の効力が否定されるリスクがある。催告を実施した際にはその記録を交渉履歴等に残す、督促状を送付した場合には控えを保管しておくことに引き続き留意するとともに、時効の完成猶予を目的とした催告書を送付する際には、配達証明郵便による督促又は催告を行うことを検討されたい。		行うことを検討します。
こども育成課 (p.62)	第5-Ⅱ-3 ⑦ 放課後児童健全育成事業の利用料の滞納整理について(指摘) 放課後児童健全育成事業の利用料については、松本市債権管理マニュアルの中に「私債権」に分類される旨の記載がされており、松本市債権管理条例に基づく処理が求められる。長期間滞納したままの債権については本マニュアルに基づき法的措置による回収を検討されたい。また、債権放棄の基準に合致する債権については、債権管理の効率化の観点から、債権放棄及び不納欠損による処理を検討されたい。	対応中	滞納分については順次督促を行っており、引き続き債権管理マニュアルに基づいた督促又は催告を行います。 また債権放棄の基準に合致する債権については、滞納分の納付実績を調査し、債権放棄等の事務手続きを検討します。
こども育成課 (p.62)	第5-Ⅱ-3 ⑧ 放課後子ども教室の実施拡大について(意見) 「松本市新・放課後子ども総合プラン」で定めた目標事業量は8か所での実施であったが、令和6年11月時点までで5か所での実施にとどまっている。継続的に新規設置のための取組を粘り強く進めていくことが望まれる。	対応中	放課後子ども教室が実施可能な地域などを選定し、継続的に地元と協議を行っていきます。
こども育成課 (p.64)	第5-Ⅲ-1 ① 松本子どもまつりの収支報告に添付されている領収書について(指摘) 企画団体のうち、松本青年会議所の領収書合計67,409円(立看板等46,200円、配布用パンフレット12,081円、競技使用カラーボール等9,128円)について、領収書原	措置済	領収書は原本を提出するように依頼し、提出を受けました。

	本ではなく、コピーが添付されていた。企画団体に対して、領収書の原本を提出させるようにされたい。		
こども育成課 (p.64)	第5-Ⅲ-1 ② 松本子どもまつりの支出について（意見） 松本子どもまつりの支出の中に、令和6年1月15日にブルーシート16枚32,454円が納入され、令和6年1月16日に支出されている。また、領収書が添付されておらず、代わりに振込受付書が添付されている。子どもまつりは5月に実施されるため、令和5年度の子どもまつりに使用したとは考え難い。翌年度（令和6年度）の松本子どもまつりに利用する消耗品は、翌年度に購入するようにされたい。	対応済	当年度の子どもまつりで使用する支出は、当年度に購入するように徹底しました。
こども育成課 (p.68)	第5-Ⅲ-2 ③ 子育てコミュニティサイトの委託契約について（意見） 松本市子育て支援ホームページ管理業務委託の予定価格（税抜）926,456円のところ、見積書が926,456円と同額である。令和6年3月22日に見積書を入手し、見積書と同額の予定価格調書を作成している。当該予定価格調書の作成は、財務規則を形式的に満たすためだけの運用と考えられるため、予定価格調書の作成を省略することを検討されたい	対応中	松本市全体として検討していく必要があるため、契約管財課に作成の省略についての検討を依頼しました。
こども育成課 (p.68)	第5-Ⅲ-2 ④ 子育てコミュニティサイトの運用について（意見） 子育てコミュニティサイトについて、サイトの運営能力のある委託先に委託すべきである。また、記事が少ないページについては、受託団体と協議し、掲載件数を増やせるようにされたい。サイト内に口コミのページがあり、業務内容に「一般閲覧者の書き込みの管理」があるため、投稿内容について削除の基準を設けることが望ましい。市の担当者にサイトの知識	対応中	現委託先は本サイトの制作に携わった団体であるため、本業務を行うのに最も適した団体と考えます。サイトの構築等に知識が必要な場合は、市担当者も係わり当該サイトのメンテナンスを行う業者に助言を依頼する等し、事業を有効に進めていくこととします。

	が乏しい場合に、詳しい者が同行するなど、事業を有効に進める必要がある。		
保育課 (p.70)	第5-Ⅲ-3 ⑤ 保育士の処遇改善等の実施に対する効果等の検証について（意見） 平成29年度から実施した処遇改善策がどの程度保育士確保につながり、待機児童の解消に至ったのか、その因果関係や処遇改善に対する効果等を検証する必要がある。また、①市の独自の保育士配置基準（1歳児3人につき1人。国基準では6人につき1人（0歳児は3人につき1人））の見直し、②認可外保育施設の開設や幼稚園の認定こども園化の推進についても、待機児童問題の解決につながる余地がないか再度点検、検討されたい。	対応中	平成29年度から実施した処遇改善策については、保育士確保数や待機児童数の推移などの実績を踏まえ、実施した様々な施策の効果等を検証します。 また、待機児童の解消は、配置基準の弾力化や認定こども園化の推進の他、保育士確保、地域型保育施設の新設など様々な手法があることから、即効性がある施策と中長期的な施策をバランスよく組み合わせて今後も検討します。
保育課 (p.72)	第5-Ⅲ-4 ⑥ 補助金の交付決定及び交付確定に係る決裁区分について（指摘） 松本市立保育所等経営安定費補助金について、財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案と交付決定通知の作成に係る起案をそれぞれ分けて作成し決裁行為を行っているが、これを財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案に一本化し、支出負担行為についての決裁区分にしたがい決裁行為がなされるべきである。	対応中	現在、契約や支払い事務において、文書管理システムと財務システムの双方の機能を活用しています。財務システム上の起案に一本化することについては、本市の事務マニュアルやシステムの担当部局と協議を行いながら検討します。
保育課 (p.73)	第5-Ⅲ-4 ⑦ 補助金交付決定額の算定方法について（指摘） 施行伺支出負担行為決定書及び変更支出負担行為決定書に圧縮率を適用する旨の記載があるが、これに併記する形で圧縮率の適用方法等の円未満の端数の取扱い及び計算方法について明記し運用することで、各私立保育所等に対し予算の範囲内で平等性を確保した交付決定がなされるべきである。交	措置済	交付決定の際に圧縮率を適用する場合は、通知等に端数の取り扱い等を明記し、より透明性を確保した補助金事務を行っています。

	付決定の過程で適切に文書化したうえで、より透明性が確保された補助金支出に係る事務執行がなされるよう改善を求める。		
こども育成課 (p.77)	第5-Ⅳ-1 ① 街頭補導活動の実施目的の再検討について（意見） 街頭補導活動そのものの目的について再検討するとともに、今後は町会主体ではなく公募者主体の補導活動に移行する、地域補導は各地域で実施している見守り活動に一任し、センター補導中心に活動していくなど、目的に沿った活動に注力していくことが望まれる。	対応中	現在の各地区に推薦を継続するか、するとしてもどのような方法で依頼するかを検討しています。公募者の募集を継続するとともに、地域補導を地域に任せるような活動へ移行することも含め、引き続き検討します。
こども育成課 (p.79)	第5-Ⅳ-2 ① 指定管理者に対するモニタリングの強化について（意見） 新宿区の放課後児童健全育成事業において、人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしていない事案や勤務実態がない組合員について勤務実績があるものと偽って自治体に報告していた事案が発生している。類似事例の発生を防止する観点から、各指定管理者に対して、人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしていることの確認、勤務実績表の提出及び確認などによるモニタリングの強化を検討されたい。	対応中	人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしているかの確認をすることや、勤務実績表の提出及び確認などを行い、モニタリングの強化をしていきます。
こども育成課 (p.82)	第5-Ⅳ-3 ② 条例未記載の児童遊園に関する対応について（指摘） 児童遊園は、松本市児童遊園条例に基づいて設置及び管理が行われているが、5か所（本村・北方・あがた・大野田・橋場）については条例に児童遊園の名称及び位置が掲載されていない。遊具保守点検や工事・修繕等は、条例内に掲載されている他の32か所と同様に適切に行われていることから、その実態に合わせ条例にも上記の5か所を掲載し、法規性を確保すべきである。	対応中	条例未掲載の5か所について、条例掲載に向け、まずは県への児童福祉施設設置届の手続きを行っています。 届け出が受理された後、条例改正を行い掲載します。

こども育成課 (p. 82)	第5-Ⅳ-3 ③ 簡易児童遊園改修事業補助金の交付対象となる費用の明確化について（意見） 交付要綱の規定では「設置に要した経費」及び「改修に要した経費」については補助対象とすることが明示されているが、「撤去に要した費用」については明示がされていない。第3項で包括的な規定が定められているものの、町会によって判断が分かれ、公平性が阻害される可能性があることから、本要綱を改定し交付対象を追加的に明示するか、別途取扱要領を定め交付対象を例示して、補助対象か否かの判断が分かれにくくなるようにすることが望ましい。	対応中	当該要綱は、より利用しやすい制度とするため改正を検討しており、その中で「撤去に要した経費」の明示についても盛り込みます。
こども育成課 (p. 83)	第5-Ⅳ-3 ④ 簡易児童遊園の健全度把握について（意見） 簡易児童遊園について、市では遊園地名称や設置場所、管理している町会名については把握しているものの、各簡易児童遊園の健全度については各町会から報告を受ける仕組みが整っておらず、更新状況について把握できていない。全153か所の簡易児童遊園のうち5分の1ずつ5年にわたって児童遊園と同様の保守点検を繰り返し実施していくなど、町会の負担を軽減しつつ、市でも簡易児童遊園の健全度を把握できるような仕組みを構築することが望ましい。	対応中	簡易児童遊園は町会が所有する遊園であるため、町会の責任と予算において保守されるべきものと考えます。 簡易児童遊園を持つ全町会に遊園のチェックマニュアルを毎年送付し、点検を促す取り組みについて検討します。
こども福祉課 (p. 86)	第5-Ⅳ-4 ⑤ 個人情報保護に関する再発防止策の文書化について（意見） 再発防止策である「複数職員による郵送物のチェック」について、具体的な手順として5W1Hに関する情報が文書上確認できなかった。担当課が現場において取り組んでいる再発防止策について確実に引き継がれていくために、具体的な手順をマニュアルに組み込む、もしくは行政管理課の事務引継書（統一様式）を使用すること	対応中	5W1Hを明記した具体的な事務手順書を作成し、引継書（書類）として更新し、確実に引き継がれていくようにします。

	で引継ぎを確実にを行うなどにより、文書化措置を講ずるようにされたい。		
契約管財課 (p.88)	第5-IV-5 ⑦ 備品台帳の内容について（意見） 備品台帳のみでは具体的な備品の種類や設置場所等を容易に判断できない状況にある備品については、「規格」列に当該備品の規格情報の記載をし、「設置場所」列には設置・保管場所として決定した場所をより具体的に明示することが望まれる。また、「品名」列に「その他」と入力した備品については、当該備品の品名を記載することが望まれる。さらに、上記意見の内容については、備品の管理に関するマニュアルを配布している契約管財課から備品台帳の記載が必ず十分な記載となるよう各所管課へ文書で周知し、全庁的に徹底することが望まれる。	対応済	備品台帳について、品名欄は自由記載であるため分類選択により自動入力される「その他」を使用せずに適宜品名を変えて、品名欄・設置場所欄・規格欄を活用してだれが見てもその備品を特定できるようにするようマニュアルを作成し令和7年2月7日に掲示板・ネットフォルダに掲載して全庁に周知しました。令和7年度に入ってから掲示板へ再掲示を行っていて、今後も定期的に全庁に向けてリマインドをして定着を図る予定です。
契約管財課 (p.90)	第5-VI-6 ⑧ 備品シールの管理の方法について（意見） 市の財務規則上、備品へのシールの貼り付けは、原則として実施する必要があるが、品質又は形体状の都合上、貼らないという判断も可能となっている。しかし、当該判断は各所管課によってなされており、施設管理者が独自の基準に基づいて裁量判断を行える状況にある。備品シールを貼らないこととする判断の際に沿うべきものの一覧が示されたリスト等の基準を定め、周知し、運用することが望ましい。	対応済	備品シールを貼らなくてよい場合を整理し、一覧表の形でマニュアルに明示しました。令和7年2月7日に掲示板・ネットフォルダにマニュアルを掲載し、全庁に向けて周知しました。令和7年度に入ってから掲示板へ再掲示を行っていて、今後も定期的に全庁に向けてリマインドをして定着を図る予定です。
行政管理課 (p.92)	第5-V-1（1） ① 事務引継に関する改善事項及び規程等の整備について（指摘） 職員の事務引継に関する規程及び要領に定められている事項について、整合性と実効性のある規程及び要領となるよう検討、整備する必要がある。事務引継漏れによ	対応中	事務引継の漏れによる不適切事務の防止など、事務引継は適正に行われる必要があると考えます。 通常業務の見える化を検討するとともに、各課の実際の事務引継に則した規程と要領の整合を図り、改正等に向けて検討を進めます。

	る不適切な事務執行の防止、事務引継に対する責任の所在の明確化、各職員の事務引継に対する意識の醸成等についても適切に図られるよう期待する。		
保育課 (p.93)	第5-V-1(1) ② 「処理量」の列の記載内容について（意見） 業務の当期作業実施者の作業規模の把握、及びそれに対する作業実施者を割り当てる際の人的リソースの配分等の目的のため、あるいは事務引継者が事前に作業規模感を把握するために、「処理量」の列には、行政管理課が定めた作成例のとおり、処理に要する過年度の時間数、日数、件数等の数値、もしくは過去の実績工数から予想される当該数値の目安を記載することが望ましい。	対応中	事務引継書の「処理量」については、課内の職員に記載するよう徹底しました。また、特定の時期に業務が集中するものは、単純に「処理量」だけでは業務負担量を測れないため、補足資料を使いながら当課の運営に支障がでないように適切な事務引継ぎを行うように徹底します。
保育課 (p.94)	第5-V-1(2) ③ 事務引継書が作成されていない事務の今後について（指摘） 規程に準拠し、また現在の事務担当者が異動する際、一定時期に業務量が集中すると予想される入園審査関係に係る業務について、事務引継が詳細な内容を含めて実施され効果的かつ効率的な業務実施ができるよう、早急に事務引継書を作成する必要がある。	措置済	ご指摘後、入園担当の事務引継書を作成し、いつ引き継いでもよい体制を整えました。 また、課内にも、異動時は必ず引継書を作成し、係長以上職の立ち合いのもと後任者に引き継ぎを実施するよう周知・徹底しました。
保育課 (p.94)	第5-V-1(3) ④ 事務引継の方法について（意見） 事務処理を実施すべきものが一人のみ選定されている場合などで、当該選定されているものが何らかの理由で事務処理ができない場合などに備え、その事務処理が適切な時期に滞りなく実施されるように工夫する必要がある。また、事務処理を一人に属人化させてしまうとその者が欠員となった場合のフォローが困難となる可能性があることから、事務処理を分散させたり、必ず二人以上で事務引継を受ける、といった体制が事前にあると望ましい。	対応済	一人の職員に業務が集中することがないように、業務量が多く複雑な業務は複数の職員を担当させるなど、業務の進捗状況や職員の意見を確認しながら、円滑な実施体制を整える取組を行っています。

こども福祉課 (p. 98)	第5－Ⅵ－1 ① 児童手当に関するオンライン申請の推進について（意見） 学年費や保育料等の児童手当からの申出による徴収についても、給食費と同様に利用者によるオンライン申請が可能であることを、学校教育課や保育課と連携して利用者に周知し運用していくことが望ましい。また、各種利用料についての滞納が複数の費目にて発生している場合、従来の紙面でのやり取りとオンライン申請とでは調整方法が異なることが予想されるため、各課とこども福祉課において効率的な事務処理のための連携方法を検討されたい。	対応中	周知については担当課と調整をしています。また、こども福祉課と担当課それぞれが行う事務手続きが、より効率的なものになるよう検討していきます。
保育課 (p. 101)	第5－Ⅵ－2 ② 保育料の児童手当からの特別徴収制度について（意見） 保育料を期限内に納付されている方とされていない方の受益者負担の公平性を確保するため、事務処理規則第 17 条に記載のとおり、保育料滞納の状態が続く場合については児童手当からの特別徴収を検討する必要がある。市においては特別徴収制度が整備されているが、令和5年度においては活用がなされていない。一方で、令和5年度の収入未済額は前年度比で増加しており、特別徴収の活用を検討されたい。	対応済	保護者負担の公平性の観点から、悪質な滞納者などに対して、令和7年度から特別徴収の実施に向け取り組んでいます。
こども福祉課 (p. 103)	第5－Ⅵ－3 ③ 特別児童扶養手当業務におけるシステム化の推進について（意見） 特別児童扶養手当業務にシステムを導入し、PCの画面を見ながら手書きで用紙に入力するなどの業務を効率化することが考えられる。紙面で管理している情報をシステム上で管理することも、業務の効率化の観点から望ましい。手作業による転記間違いや転記漏れといった誤謬の防止にも有用である。	対応中	特別児童扶養手当システム導入に向け庁内での検討を行っています。

こども福祉課 (p.106)	第5－Ⅵ－4 ④ 高等職業訓練促進給付事業について（意見） 高等職業訓練促進給付事業は、対象者が就職することを目指して、資格を取得するため、その期間の生活の負担軽減を図る事業であり、対象者が修業したのち、就職するまで相談に乗り続けることが肝要と考える。対象者から相談が無く退学した事案があったが、対象者に寄り添った支援ができるよう、より一層の関係構築が望まれる。関係構築の一つの方法として、面談のオンライン化についても今後検討されたい	対応中	令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度中に実態を把握・整理し、面談のオンライン化を行うことを検討します。
こども発達支援課 (p.107)	第5－Ⅵ－5 ⑤ 教育相談室事業について（意見） 教育相談室事業は平日午前8時30分から午後5時15分の開催であるが、未就学児を対象としていることから、その保護者は平日の日中は仕事等により、来所する時間を取りづらい状況も想定される。また感染症対策の観点からも、オンライン相談について対応を拡充することが考えられる。Web会議システムまたはテレビ通話等を用いたオンラインでの教育相談の実施について、利用者の要望や実情を踏まえて今後検討されたい。	対応済	保護者の要望によりオンラインでの教育相談も対応できるよう体制を整えました。
会計課 (p.109)	第5－Ⅵ－6 ⑥ 支出命令書に添付する請求書の取扱いについて（意見） 給与所得の源泉徴収税額表により源泉徴収が必要となるなど、その性質上給与に近い類の支払いについては松本市財務規則第63条のただし書きにより請求書を省略するよう検討されたい。中核市に移行され今後も業務量が増えることが予想される一方で、このような事務改善できる部分については前例に囚われず積極的に検討することで、事務の効率化、職員の負担軽減及びペーパーレス化にも寄与するものとする。	対応中	給与に近い類の支払いを全庁的に確認し、請求書を省略した際にペーパーレスで金額の確認ができる方法を各担当課と調整しています。 先行して消防団の費用弁償支払いについて調整が完了したため5月から請求書の省略を実施しました。

こども育成課 (p.111)	第5-Ⅶ-1 ① メディア・リテラシー講座について（意見） 特定非営利活動法人「子どもとメディア信州」が長野県・長野県教育委員会と連携して講座実施前に行っているアンケートについて、今後の子ども・子育てに関する事業計画の策定に利活用できると考えられることから、アンケート結果のデータについて提出を受けることが望ましい。また、講座未実施の小中学校に対しては実施しない理由について回答を求めるなどして、より幅広い児童・生徒に受講の機会を設けられるように取り組んでいくことが望ましい。	対応中	令和7年度実施のアンケート結果を提供いただけるよう、依頼していきます。 また、講座未実施の小中学校に対してのアンケート調査を行い、より多くの児童・生徒に受講してもらえるような検討を行います。
こども福祉課 (p.113)	第5-Ⅶ-2 ② 松本市母子ホームについて（意見） 県内には同様の施設が長野市、上田市、松本市の3か所にしかないため、当該施設の必要性は高い。今後数年で大規模修繕の目安となる40年を迎えるので、大規模修繕を含む長期的な計画を立てることを検討されたい。	対応中	営繕工事は継続して実施するとともに、活用状況や適切な時期を鑑み、大規模改修について検討します。
こども福祉課 (p.115)	第5-Ⅶ-3 ③ 中核市が設置可能な児童相談所について（意見） 児童相談所を設置する場合の課題として、ソフト面では児童福祉司の専門性について、ハード面では一時保護所の整備があるが、一時保護所は、県から譲り受けるか、借りるかなどが考えられる。人材に関しては、長野県からは、県との交流などにより、専門人材を育てる方法が提案されている。将来的に、市で児童相談所を設置運営することについて、市民サービスの充実と負担を比較検討し、設置に向けた研究を継続することが望まれる。	対応中	児童相談所設置の必要性については、継続して研究してまいります。
保育課 (p.117)	第5-Ⅶ-4 ④ 奈川保育園の今後の利用について（意見）	対応中	奈川地区地域づくりセンターなどと協議を継続しつつ、利用方針等について検討します。

	奈川保育園は築 13 年（令和 5 年度時点、平成 22 年築）の建築物であり、松本市個別施設計画における鉄骨造の目標使用年数である 80 年に対して多くの残存年数を残していることから、施設の有効活用が求められる。今後の利用方針をできる限り早期に決定することが望ましい。		
--	--	--	--

※状況（措置済／対応済／対応中）及び「内容」は、令和 7 年 7 月 10 日時点のものです。